

広報

No.951

あいずみ

令和5年4月15日 発行

☞ 藍メールの登録はこちら



登録用アドレス
t-aizumi@sg-m.jp

4月号

さくら さく ～新年度が始まりました～



正法寺川沿いの遊歩道

桜の開花とともに、令和5年度が幕を開けました。新年度となり、入学や就職などで新しい生活が始まる方も多いことと思います。今月号では、令和5年度における町の施政方針や重要施策、予算等を掲載しています。今年度も「広報あいずみ」を通じて、皆さまに町の情報をしっかりお伝えできるように発信してまいります。

今月の主な記事

- 令和5年度施政方針と重要施策(概要) P2~3
- 令和5年度一般会計当初予算 P4~5
- 令和5年度 新型コロナワクチン接種について P8~9
- 5月21日(日)は町内一斉清掃の日です P14
- 守れ人権 許すな差別 P17
- 情報NOW P18~20

住民の動き

令和5年3月末現在()内は前月比

人口	35,446人(-96)	15歳未満	5,142人(-9)
男	17,111人(-39)	65歳以上	9,085人(±0)
女	18,335人(-57)	平均年齢	44.7歳
世帯数	15,265戸(+2)		

令和5年度施政方針と重要施策（概要）

不祥事の再発防止への取組

昨年12月の不祥事に続き、2月には、「元副町長」が「官製談合防止法違反」及び「公契約関係競売入札妨害」の疑いで逮捕されました。町政への信頼を著しく失墜させることとなり、町民の皆様にご心配とご迷惑をお掛けしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

不祥事の再発防止・根絶に向けて、特別職を含めた全ての職員の綱紀粛正、コンプライアンス意識の向上、事務処理の改善・見直しを図るなど、町政を預かるものとして、町民の皆様からの信頼回復に全力を傾注し、その責任を果たしてまいります。

バーベキューエリアの整備

「東中富・桜つつみ公園」に整備するバーベキューエリアについては、基本設計が完了いたしました。当初、整備

を予定しておりました芝生広場は、災害時にも最大限に活用できるよう、そのまま残すこととし、芝生広場の周囲にバーベキューエリアを確保することで、公園機能に+αの要素を追加し、町民の皆様の憩いの空間を創出することといたしました。

整備にあたっては、車椅子の方も利用できるよう、バーベキューエリアにアプローチできるスロープを設けるとともに、新たに建設する炊事場及び照明機器には、ソーラーパネルを設置し、環境負荷の低減及び災害時における電源確保を図ることとしています。町民の皆様のご意見を踏まえ、工事に着手し、今年秋頃の完成を目指してまいります。

高齢者の活動拠点施設の整備

高齢者の活動拠点施設である「藍翠苑」は、施設建設後45年が経過し、老朽化が進んでおります。このため、新

たな施設の整備に向けた設計に着手することとしており、現在、適地の選定を進めております。

学校教育の充実

グローバル人材を育成するため、中学生の実用英語技能検定(英検)の受験奨励策として、3級以上の受験料を全額補助する制度を創設いたします。

また、コロナ禍により中止していた「中学生海外派遣事業」についても、是非とも再開したいと考えており、両中学校12名の生徒をオーストラリアへ10日間派遣する計画としております。

グローバル化する社会の中で、英会話の重要性は高まっています。町として、無限の可能性を持つ子どもたちの「学びの意欲」を後押ししてまいります。

子育て支援

2022年に生まれた子どもの数は、国の統計開始以来、初めて80万人を下回り、全国的に少子化が進んでおります。国においては、急速に進む少子化を「危機的な状況にある」との認識

のもと、具体的な対策をとりまとめることとしており、本町においても、こうした対策を可及的速やかに実施することで、子育て世帯への支援充実を図ってまいります。

高齢者施策

今年度は、「介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」の最終年となっております。

今後、被保険者数や介護保険給付費などの推移を見極めるとともに、国及び県の指針に従い、新たに令和6年度を初年度とする「第9期計画」の策定に着手いたします。

また、国が推進する「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に取り組むこととしており、高齢者の皆様が生み慣れた地域で、より安心して暮らすことができるよう、関係機関と連携しながら事業推進を図ってまいります。

防災対策

近年、自然災害は激甚化・頻発化し

ております。こうした甚大な被害の発生に備え、他の自治体からの応援職員や応援物資を効果的かつ円滑に受け入れるための「受援計画」の策定を進めてまいります。

また、国の補助事業に採択されることを前提に、太陽光発電設備を、災害活動拠点施設となる役場庁舎に整備するとともに、西クリーンステーションへの設置に向けて設計業務に着手いたします。

藍の魅力発信

昨年11月にリニューアルオープンした藍住町歴史館「藍の館」を拠点として、国内外に向けて、藍住町産の「藍」の魅力を発信してまいります。

令和元年度に認定を受けた日本遺産「藍のふるさと阿波」については、令和6年度が認定更新の時期となります。今年度は構成市町や民間団体による「藍」を活用した持続可能な地域活動が極めて重要となります。関係者とともに「藍」の魅力に、さらなる磨きを掛け、認定更新に向けて取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症については、5月8日には、感染症法上の位置づけが「5類」に移行されることとされており、ウイズコロナに向けた動きが加速しております。

一方、ワクチン接種は継続される見込みであり、希望される皆様に円滑な接種が進められるよう、引き続き県や町医師会との緊密な連携を図ってまいります。

今後は、換気などの基本的な感染対策の徹底を図りながら、国や県と歩調を併せ、ウイズコロナからアフターコロナを見据えた取組を進めてまいります。

インフラ施設の維持補修

公共下水道事業については、今年度に「みどりヶ丘団地周辺」及び「町営中富団地周辺」の区域について、県の事業認可を取得する計画としており、早期に整備できるよう進めております。

「藍住町道・排水路等維持補修業務及び土砂仮置場維持管理業務」につい

ては、広く公募を行った結果、2事業者からの応募があり、選定委員会で審査した結果、「藍住町建設業協同組合」に決定し、契約を締結いたしました。町民の皆様の生活に密着した道路や排水路の維持管理をはじめ、災害時や緊急時にも、適正・迅速に機能復旧が図られるよう努めてまいります。

行財政改革

今年度課税分から、地方税統一QRコードを活用した納付が始まります。事務負担の軽減が図られるとともに、これまで利用可能だった金融機関に加え、全国の地方税統一QRコードに対応した金融機関での納付が可能となることから、納税者の皆様の利便性の向上が図られることとなります。

今年度は、「藍住町・行財政改革・基本計画2020」の中間見直しの年にあたります。社会情勢の変化や多様化する住民ニーズに合わせた質の高い行政サービスを継続的に実施できるよう、必要な見直しを行い、効率的・効果的な事務事業の執行や財源の確保に努めてまいります。

結び

新型コロナウイルス感染症の発生から3年が経過し、コロナ禍前の「日常」を取り戻す動きが広がっておりますが、長期化するロシアによるウクライナ侵攻や、資源価格の高騰、急激な円安などにより、依然として、先行きの不透明感は拭えない状況にあります。本町においては、これまで発展を支えてきた人口増加に陰りが見え始めており、厳しい財政運営を迎えることが想定されます。

このため、町の将来像を展望し、いま実施しておかなければならない事業に取り組むことで、持続可能な行財政運営に繋げてまいります。

そして、これまで以上に、町民の皆様が親しまれ、信頼される「役場づくりに努めます。

私は、あらゆる世代の皆様「藍住町に住んで良かった」「住み続けたい」と思っただけですが、何より重要であると考えております。

今後とも、その思いを具現化させるため、積極果敢に「未来への挑戦」を続けてまいります。

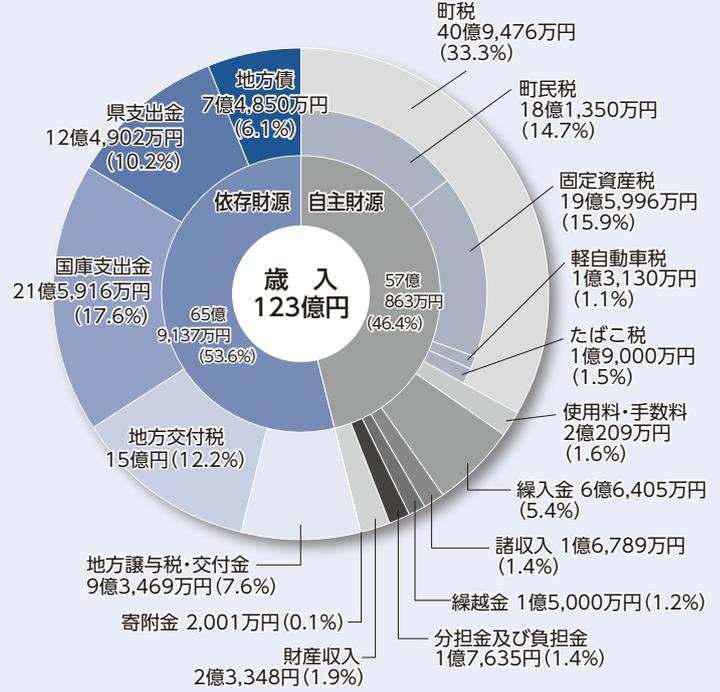
当初予算

一般会計 123億円

一般会計歳入

歳入の内訳

費目	予算額	構成率	属性	
町税 町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税	40億9,476万円	33.3	自主 源財	
使用料・手数料 町施設の使用料や証明書の交付手数料など	2億209万円	1.6		
繰入金 積み立てた基金を取り崩して一般会計に繰り入れる資金	6億6,405万円	5.4		
諸収入 他の収入科目に属しない収入	1億6,789万円	1.4		
繰越金 前年度の決算上余ったお金	1億5,000万円	1.2		
分担金及び負担金 施設入所者の自己負担金や保育料など、特定の利益を受けた方に負担していただくお金	1億7,635万円	1.4		
財産収入 施設賃付料や財産売却収入、預金利息など(学校給食費も含まれる)	2億3,348万円	1.9		
寄附金 ふるさと納税などの金銭的な寄附	2,001万円	0.1		
地方譲与税・交付金 国が国税として徴収した税金の内、町に配分されるお金(地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金など)	9億3,469万円	7.6		依存 源財
地方交付税 自治体間の財政の不均衡を調整し、どの地域でも一定の行政サービスが受けられるよう国から交付される資金	15億円	12.2		
国庫支出金 国が負担すべき費用や国庫補助事業などの事業実施に対する国からの資金	21億5,916万円	17.6		
県支出金 県補助事業の実施に対する県からの資金	12億4,902万円	10.2		
地方債 町が実施する事業の財源に充当するための外部(政府・地方自治体金融機構・銀行など)からの長期的な借入金	7億4,850万円	6.1		
合計	123億円	100.0		



一般会計予算の概要

令和5年度藍住町一般会計当初予算は、前年度当初比5・9%減の総額123億円となっています。

歳出予算のうち、人件費については、一般職・特別職の給与等のほか再任用職員及び会計年度任用職員の給与等を計上し、19億6,206万円(6・5%の増)となっています。扶助費については、児童手当や保育所・幼稚園の施設型給付費、障がい福祉系の給付費の増加により34億2,991万円(3・8%の増)となっています。普通建設事業費については、公共施設再生可能エネルギー設備導入事業として庁舎屋上に太陽光パネルを設置する事業を実施するほか、世代間交流施設整備事業の実施に必要な費用を計上して

費用を補助するための費用などを計上し、12億3,843万円(16・7%の増)となっています。特別会計への繰出金については、国民健康保険事業会計、介護保険事業会計及び後期高齢者医療事業会計への繰出金を計上し、12億6,766万円(12・8%の減)となっています。

ますが、西クリンステーションの大規模改修事業と町立中学校のトイレ改修事業が完了したことにより、6億6,007万円(65・6%の減)となっています。公債費については、公共工事の実施に伴い過去に借入れた資金の償還に要する費用を計上し、8億8,800万円(7・5%の増)となっています。物件費については、町議会議員等の選挙執行に係る費用や予防接種の実施に係る費用のほかに、小中学校におけるICT関連機器のリース料等を計上しており、27億6,566万円(6・3%の増)となっています。補助費等については、75歳以上の方へ商品券の給付を行う敬老祝券事業のほか

に、移住を促進するための補助金や町立中学校に通う生徒が英検を受験する

※文中の()数値は前年当初比を表し、予算額等については1万円未満を四捨五入して表示しています。

立中学校に通う生徒が英検を受験する

立中学校に通う生徒が英検を受験する

3月議会



6日

上程議案等

令和5年第1回議会定例会は3月6日に開会し、町長提案31議案及び議員提案1議案を可決し、22日に閉会しました。

- ◆ 令和4年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて
- ◆ 令和4年度藍住町一般会計補正予算について
- ◆ 令和4年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)補正予算について
- ◆ 令和4年度藍住町特別会計(介護保険事業)補正予算について
- ◆ 令和4年度藍住町特別会計(介護サービス事業)補正予算について
- ◆ 令和4年度藍住町特別会計(後期高齢者医療事業)補正予算について
- ◆ 令和4年度藍住町下水道事業会計補正予算について
- ◆ 令和5年度藍住町一般会計予算について
- ◆ 令和5年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)予算について
- ◆ 令和5年度藍住町特別会計(介護保険事業)予算について
- ◆ 令和5年度藍住町特別会計(介護サービス事業)予算について
- ◆ 令和5年度藍住町下水道事業会計予算について
- ◆ 令和5年度藍住町水道事業会計予算について

- ◆ 藍住町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について
- ◆ 藍住町水防団に関する条例の一部改正について
- ◆ 藍住町税条例の一部改正について
- ◆ 藍住町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例の一部改正について
- ◆ 藍住町国民健康保険税条例の一部改正について
- ◆ 藍住町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ◆ 藍住町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ◆ 藍住町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ◆ 藍住町国民健康保険条例の一部改正について
- ◆ 藍住町介護保険条例の一部改正について
- ◆ 藍住町工場設置奨励条例の一部改正について
- ◆ 藍住町工場立地法地域準則条例の一部改正について
- ◆ 藍住町情報公開条例の全部改正について
- ◆ 藍住町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- ◆ 藍住町個人情報保護法施行条例の制定について

- ◆ 町道の路線認定について
 - ◆ 町道の路線変更について
 - ◆ 令和5年度藍住町土地開発公社の事業計画について
- (以上、町長提案)

14日

一般質問

米本 義博議員、林 茂議員、前田 晃良議員、永浜 浩幸議員、小川 幸英議員の5氏が、町政全般に関する質問を行いました。

※一般質問の内容等は、5月発行予定の「議会だより」でご覧ください。

22日

上程議案等

- ◆ 議員派遣の件について
 - ◆ 藍住町 高橋英夫町長の辞任を求める動議
- (以上、議員提案)

新しい民生委員・児童委員を紹介します

令和5年3月31日付けで主任児童委員の住友和夫さんが退任され、同年4月1日付けで厚生労働大臣から次の方に委嘱されました。

主任児童委員



阿部 哲也氏
(町内全域)

「緑の募金」にご協力をお願いします

森林の樹木の緑は、人の心にやすらぎを与えてくれるとともに生活用水の確保・空気の浄化・環境保全等、人間の健康で文化的な生活を確保するための重要な役割を果たしています。

現在、「緑の募金」(5月31日まで)が実施されています。

みどり豊かなうるおいのある生活環境づくりのために、緑の募金にご協力をお願いします。

◆町内募金箱設置場所

役場(1階総合案内・2階建設産業課)・図書館・勤労女性センター・藍翠苑・総合文化ホール・JA板野郡藍住支店・社会福祉協議会・商工会



問 徳島森林づくり推進機構藍住町支部(産業支援室内) ☎(637・3120)

人事異動

4月1日付けで職員の定期人事異動を行いました。主な異動は次のとおりです。
※()内は旧職

異動者(異動者のうち、課長補佐以上(順不同))

- ◆ 理事兼総務企画課長
小川 哲央(税務課長)
- ◆ 議会事務局長
島川 紀子(議会事務局主幹)
- ◆ 教育委員会教育次長
藤原 あけみ(健康推進課長)
- ◆ 出納室長
堀川 真由美(上下水道課主幹)
- ◆ 税務課長
堺 政仁(総務企画課主幹(政策推進室長))
- ◆ 福祉課長
深見 亜喜(福祉課主幹)
- ◆ 住民課長
山瀬 佳美(健康推進課主幹)
- ◆ 健康推進課長
大地 亜由美(住民課長)
- ◆ 保健センター所長(課長)
宮本 洋子(保健センター所長(主幹))
- ◆ 生活環境課長
鈴木 恵子(生活環境課主幹)
- ◆ 社会教育課長
橋本 清臣(生活環境課長)
- ◆ 藍住北幼稚園長
梯 直美(藍住北幼稚園主査)
- ◆ 藍住東幼稚園長
新井 あかね(藍住西幼稚園主査)

- ◆ 中央保育所長
的場 紀子(中央保育所主査)
- ◆ 総務企画課主幹(政策推進室長)
大隅 久視子(福祉課主幹)
- ◆ 福祉課長補佐
檜原 洋子(福祉課主査)
- ◆ 福祉課長補佐
近藤 直美(住民課主査)
- ◆ 福祉課長補佐(こども家庭支援室長)
美馬 正美(福祉課主査(こども家庭支援室長))
- ◆ 健康推進課長補佐
(地域包括支援センター所長心得)
川野 房子
- ◆ (健康推進課主査(地域包括支援センター所長心得))
保健センター所長補佐
坂東 善子(保健センター主査)
- ◆ 上下水道課長補佐
毛登山 直美(出納室主査)
- ◆ 社会教育課長補佐
川野 英治(社会教育課主査)
- ◆ 退職者(同一職種は50音順)
阿部 佐希子(藍住東幼稚園長)
- ◆ 石川 貴美江(中央保育所長)
- ◆ 大塚 喜美枝(議会事務局長)
- ◆ 梯 達司(総務企画課長)
- ◆ 小泉 純子(藍住北幼稚園長)
- ◆ 近藤 孝公(社会教育課長)
- ◆ 近藤 政春(福祉課長)
- ◆ 齊藤 秀樹(教育委員会教育次長)
- ◆ 谷淵 弘子(出納室長)
- ◆ 扶川 浩子(中央保育所主査)
- ◆ 石川 千歳(学校教育課主事)
- ◆ 武田 拓巳(社会教育課主事)

新規採用職員紹介

(職種別50音順)



議会事務局 岡田 みなみ

藍住町が徳島県内で一番暮らしやすく、活気の満ちあふれた町となるよう、日々の業務に精一杯取り組んでまいります。



税務課 橋本 龍希

町職員としての自覚を持ち、町民の皆さん一人一人に寄り添いながら、より良い暮らしを実現できるよう努力いたします。



学校教育課 吉田 雄紀

町職員としての責任を持ち、町民の皆さんが安心して暮らせるように、そして、町の発展に貢献できるように精進してまいります。



地域包括支援センター 橋本 和樹

町職員として責任を持って真摯に業務に取り組み、藍住町の発展と町民の皆さんがより良い生活を送れるように尽力いたします。



社会教育課 川田 野々花

町民の皆さんが豊かに、心地よく日々を暮らしていけるように、町づくりに貢献できる町職員として努めていきたいと思っております。



生活環境課 藤本 千春

町職員として、町民の皆さんが毎日笑顔で安心して暮らせるよう、日々の努力を大切にし、より良い町づくりに貢献してまいります。



藍住北幼稚園 近藤 由実

保育教諭として、子どもたちが安心して過ごせる場を提供し、笑顔を守れるよう常に努力をし、共に成長しながら頑張っていきます。

【令和5年春開始接種の対象となる基礎疾患について】

【18歳以上で基礎疾患を有する方】

対象者となる理由	
通院又は入院されている方	慢性の呼吸器の病気
	慢性の心臓病(高血圧を含む。)
	慢性の腎臓病
	慢性の肝臓病(肝硬変等)
	インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
	血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く。)
	免疫の機能が低下する病気(治療中の悪性腫瘍を含む。)
	ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
	免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
	神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等)
	染色体異常
	重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)
	睡眠時無呼吸症候群
	重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障害(療育手帳を所持している場合)
	BMIが30以上である(BMI30の目安:身長170cmで体重約87kg、身長160cmで体重約77kg)
	その他重症化リスクが高いと医師に認められた方

【5歳から17歳で基礎疾患を有する方】

対象者となる理由	
通院又は入院されている方	慢性呼吸器疾患
	慢性心疾患
	慢性腎疾患
	神経疾患・神経筋疾患
	血液疾患
	糖尿病・代謝性疾患
	悪性腫瘍
	関節リウマチ・膠原病
	内分泌疾患
	消化器疾患・肝疾患等
	先天性免疫不全症候群、HIV感染症、その他の疾患や治療に伴う免疫抑制状態
その他の小児領域の疾患(高度肥満、早産児、医療的ケア児、施設入所や長期入院の児、摂食障害)	
その他重症化リスクが高いと医師に認められた方	

〈令和5年春開始接種券の発送予定について〉

対象者	発送時期
前回接種日から3か月を経過している方 かつ 高齢者(65歳以上) 又は、18歳から59歳の方で、令和4年度4回目接種時期に基礎疾患を有する者等又は医療従事者等に該当する者として、接種券送付申請手続きをした方	令和5年4月下旬から、順次発送予定

〈生後6か月を迎えるお子さんの接種券について〉

- 令和4年9月2日以降にお生まれになったお子さんでワクチン接種を希望される方は、接種券をお送りしますので、保健センターまでご連絡ください。

この情報は、**令和5年3月14日時点**の情報です。国の方針により、今後変更となる場合がありますのでご了承ください。

問 接種予約・相談に関すること 郡新型コロナワクチン予約・相談センター(☎624・9833)
 接種券の発行に関すること 町保健センター(☎637・3132、☎692・8658)

脳若トレーニング教室

タブレット端末を使った認知症予防のための「脳若トレーニング」を体験してみませんか？
 指先でなぞったり、軽く触れるだけの簡単な操作で、楽しく脳の活性化を目指しましょう！
 ※タブレット端末はこちらで用意しますので購入は不要です。

日時：5月9日、23日、6月6日、20日、7月4日、18日、8月1日(いずれも火曜日) 午前10時～11時

会場：総合文化ホール2階 交流室2 ※送迎はありません。

対象者：本町に住民票があり、65歳以上で要介護(要支援)認定を受けていない方

定員：15人 **参加費**：無料 **申込期間**：4月18日(火)～21日(金) 受付時間：午前8時30分～午後5時15分

※定員になり次第受付を終了します。 ※新型コロナウイルス感染症等の影響により、中止となる可能性があります。

※申込方法等の詳細はお問い合わせください。

申・問 地域包括支援センター (☎637・3175)



令和5年度 新型コロナワクチン接種について

～ワクチンを無料で受けられる期間が延長されました～

国から令和5年度の接種の概要が示され、ワクチン接種事業の実施期間が令和6年3月末まで延長されました。

また、5月7日までは現行の接種(令和4年秋開始接種)が継続されることとなりますが、5月8日以降の接種(令和5年春開始接種)は、年齢や基礎疾患の有無などによって接種できる回数や時期が異なりますので、ご注意ください。

小児(5～11歳)のオミクロン株対応ワクチンによる追加接種(令和4年秋開始接種)については、開始時期が遅く実施期間が短かったため、現行の接種は、8月末まで接種可能です。

初回接種は、令和6年3月31日まで接種可能です。

初回接種に使用するワクチン数には限りがありますので、ご希望される方はお早めに接種をご検討ください。



令和4年度			令和5年度		
令和5年5月7日まで 令和4年秋開始接種			令和5年5月8日から8月末まで(予定) 令和5年春開始接種	令和5年9月から12月まで(予定) 令和5年秋開始接種	
初回接種が完了した	12歳以上	65歳以上	接種対象	接種対象	
		基礎疾患あり			
		医療従事者等			
		上記以外			
	5～11歳	基礎疾患あり	接種対象	接種対象	
		上記以外	接種対象外		
			未接種者は継続		
生後6か月～4歳(初回接種)		接種対象(従来型ワクチン)		令和6年3月31日まで	
初回接種未了者		接種対象(従来型ワクチン)		令和6年3月31日まで	

- 5歳以上65歳未満の方で、基礎疾患を有する方、医療従事者及び高齢者施設等従事者に該当する方で、令和4年秋開始接種済(オミクロン株対応ワクチン接種済)の方は接種券送付申請が必要です。(令和4年度で接種券送付申請手続をしている方を除く)

※申請書は、町ホームページからダウンロードできます。また、保健センター・町内医療機関窓口にも設置しています。

- 未接種の接種券がある方(令和4年秋開始接種が未接種)は、令和5年春開始接種の対象者であれば、その接種券を使用できます。

町国民健康保険「健康マイレージ事業」当選者番号発表

町国民健康保険被保険者の方の健康づくりを推進する取組として、令和4年7月から令和5年1月まで藍住町国民健康保険特定健診「健康マイレージ事業」を実施しました。191名の方から応募があり、令和5年2月24日に開催された国民健康保険運営協議会において厳正な抽選を行った結果、次の方々当選されました。おめでとうございます。

これからも健康づくりに取り組んでいただきますよう、お願いします。

記念品	商品券	当選者番号
商品券	3万円 1名	3325
商品券	1万円 3名	0611 1767 1825
商品券	5千円 5名	0938 1028 1410 2461 4617
図書カード	3千円 5名	1183 1199 1260 3294 4688

※当選された方々には記念品を発送しています。

4種混合予防接種の定期接種対象者拡大

令和5年4月1日から4種混合予防接種の定期接種対象年齢が「生後3か月以上」から「生後2か月以上」に拡大となりました。

(予診票等は該当時期に個人通知します。)





春のバラが見頃を迎えます

春のバラの見頃 5月上旬～中旬

バラ園では、約320種類、約1,100株のバラが咲き始め、芳醇なバラの香りが漂っています。色とりどりのバラをぜひご観覧ください。

問 産業支援室(☎637・3120)

地域おこし協力隊活動報告

先月に蒔いた藍の種からどんどん発芽して、順調に育ってきています。定植も目前なので、畑の準備にも取りかかっています。

それに加えて、協力隊の一年の成果を発表するための展示を4月上旬まで藍の館で行いました。こちらで制作風景も少しお見せしたいと思います。

ご来場いただいた皆さん、誠にありがとうございました。

2023年も、藍作に始まり染造りから染めまで、日々学びながら精一杯頑張っていきます。



西クリンステーション基幹整備工事が完了しました!

西クリンステーションでは、令和3年6月に着工した基幹整備工事が、令和5年3月に無事完了しました。今回の工事では、今後の長期的な施設の安定稼働を目的に、老朽化していた排ガス処理設備等の更新を行いました。町民の皆様のご理解とご協力により、大きな事故もなく工事を完了することができました。

誠にありがとうございました。

今後も計画的に設備の改修及び更新を行っていきます。

問 西クリンステーション
(☎692・7411)



排ガス処理設備



中央監視装置

総合文化ホールイベント案内

チケットは総合文化ホール窓口で販売しています。

発熱等、体調に異常がある方はご来場をお控えください。

※今後の感染症の状況によって、イベントが中止・延期となる場合があります。
※イベントに関する詳細や最新情報、電子チケットの購入、感染症対策等は総合文化ホールホームページ各イベント情報でご確認ください。

問 総合文化ホール ☎637・3344

笑福亭たま・旭堂南湖 二人会 in 藍住町②



電子
チケット

日時 4月29日(土) 祝午後2時30分から
場所 大ホール
出演 笑福亭たま・旭堂南湖
入場料 (全席自由席)
大学生・一般 1500円
小・中・高校生 千円

※当日は500円増

落語 時うどん

ほか一席(お楽しみ)

講談 賀川豊彦一代記

ほか一席(お楽しみ)

主催 たま・南湖二人会実行委員会
共催 総合文化ホール

實川風ピアノ・リサイタル



e+ 電子
チケット

日時 5月21日(日) 午後2時から
場所 大ホール
出演 實川風
入場料 (全席指定席)
一般 3千円、高校生以下 千円
町民券 2500円(前売のみ)

※当日は500円増
※未就学児入場不可
※町民券の取扱いはホール窓口のみ。
購入の際は住所確認ができるものをご持参ください。

あがた森魚ライブ「ボブ・ディランと玄米」2023 in 藍住町



日時 6月11日(日) 午後2時30分から
場所 大ホール
出演 あがた森魚
入場料 前売 3千円 ※当日は500円増

主催 あがた森魚ライブin藍住町実行委員会
共催 総合文化ホール

古今亭志ん橋・志ん丸おやこ会Ⅱ



日時 6月25日(日) 午後2時から
場所 大ホール
出演 古今亭志ん橋
木戸銭 (全席指定席)
一般 2千円
高校生以下 500円
町民券 1500円(前売のみ)

※当日は500円増
※町民券の取扱いはホール窓口のみ。
購入の際は住所確認ができるものをご持参ください。

TOKUSHIMA VORTIS スタジアムに行こう!

皆さんで
徳島ヴォルティスの
応援に行きましょう!



©2009 TOKUSHIMA VORTIS CO.,LTD.

●ホームゲームご案内

- 4月16日(日) 午後2時から VS V・ファーレン長崎
- 5月3日(水・祝) 午後2時から VS 清水エスパルス
- 5月17日(水) 午後7時から VS ツエーゲン金沢

●試合会場 ポカリスエットスタジアム

●休館日

毎週月曜日
図書整理日 4月20日(木)
祝日 4月29日(土)
5月3日(水)~5日(金)

●おはなし会

毎週日曜日
(年末年始・祝日を除く)
午前11時~11時30分

◎あかちゃん絵本の読み聞かせ会

第2・4水曜日
(年末年始・祝日を除く)
午前10時30分~11時

問 図書館 ☎692・0070

図書館の行事



はっけよい

大相撲



藍住町(勝瑞)出身力士の藍(高原魁成さん・高田川部屋)の三月場所の成績は、2勝5敗(序二段三十三枚目)でした。
五月場所(5月14日~28日・両国国技館)での活躍を期待しましょう。

令和5年度国民健康保険税の税率について

国民健康保険税の算定に係る資産割について、税負担の公平性の観点から、徳島県の運営方針において廃止に向けて進められています。

本町では、令和6年度までに資産割を廃止するため、昨年度から段階的に税率を変更することとなりました。

国民健康保険加入者の方には、新しい税率で負担していただくこととなりますが、国民健康保険制度の安定的な運営に、ご理解とご協力をお願いします。

◇令和5年度の税率(改正内容)

	医療給付費分		後期高齢者支援金等分		介護納付金分	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割額	8.0%	8.3%	2.6%	2.7%	2.3%	2.4%
資産割額	17.0%	8.0%	4.0%	2.0%	4.0%	2.0%
均等割額	29,000円	30,000円	7,500円	7,700円	7,500円	7,500円
平等割額	26,500円	27,500円	7,100円	7,300円	5,200円	5,500円
賦課限度額	650,000円	650,000円	200,000円	220,000円	170,000円	170,000円

◇納税通知書発送と税額試算

納税通知書の発送は7月中旬を予定しています。令和5年度の国民健康保険税額をあらかじめ確認したい場合は試算ができます。試算を希望する場合は、必要なものを持参し税務課にお越しください。

- 必要なもの
 - ・マイナンバーカードや運転免許証等の本人確認書類
 - ・国民健康保険加入者全員及び世帯主の令和4年分の源泉徴収票や所得申告書の控え
- ※同一世帯以外の方が試算を申請される場合は、委任状が必要となります。



問 税務課 (☎637・3117)

上場株式等の特定配当所得及び特定株式等譲渡所得に係る課税方式の選択について

上場株式等の特定配当所得及び特定株式等譲渡所得において、所得税と住民税で異なる課税方式を選択する場合は「町・県民税 特定配当等・特定株式等譲渡所得金額申告書」を税務課へ提出する必要があります。

上記申告書の提出期限は、住民税の納税通知書が送達される日までです。納税通知書の送達後は変更することができません。

町県民税の納税通知書送達日は原則として次のとおりですが、課税額の決定及び納税通知書発送準備の都合上、お早めにご提出ください。

■納税通知書送達日

徴収方法	納税通知書送達日
給与特別徴収 (給与から天引き)	5月上旬
普通徴収 (納付書、口座振替)	6月上旬
年金特別徴収 (年金から天引き)	

なお、令和6年度(令和5年分確定申告)分以降は、上場株式等の特定配当所得及び特定株式等譲渡所得において、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することができなくなります。所得税を含め、申告の選択を慎重に判断してください。

問 税務課 (☎637・3117)

鳴門税務署からのお知らせ 消費税インボイス制度等説明会について

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式(インボイス制度)が実施されます。

事業者の皆さんには、インボイス制度について理解を深めていただき、インボイス制度の実施に向けて必要な準備を進めていただくため、インボイス制度等説明会を開催しますので、ぜひご参加ください。

説明会の名称	開催日時	開催場所	各定員
インボイス制度説明会(消費税の仕組みから知りたい方向け)	4月19日(水) 午前10時30分～正午	鳴門税務署 大会議室	24人
インボイス制度説明会(登録申請相談会)	4月19日(水) 午後1時30分～3時		
インボイス制度説明会(消費税の仕組みから知りたい方向け)	5月17日(水) 午前10時30分～正午	鳴門市撫養町 南浜字東浜 39番地3	
インボイス制度説明会(登録申請相談会)	5月17日(水) 午後1時30分～3時		
インボイス制度説明会(消費税の仕組みから知りたい方向け)	6月14日(水) 午前10時30分～正午		
インボイス制度説明会(登録申請相談会)	6月14日(水) 午後1時30分～3時		

登録申請相談会については、説明会終了後、登録申請を希望される方を対象に申請サポートを行います。詳細は、お申込みの際に税務署職員にお問い合わせください。

○会場収容人数の都合上、事前予約制としますので、事前にお問合せ先まで申込みをお願いします。

問 鳴門税務署 法人課税第一部門 (☎685・4101 (代表) (内線22))

代表電話にお問い合わせいただく際は、自動音声案内に沿って「2」を選択してください。

後期高齢者医療制度 保険料のお知らせ

令和5年度から高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、均等割額軽減世帯の所得判定基準の見直しが行われます。

また、下記の計算方法で算出された保険料には、所得の低い方及び国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者であった方の軽減制度があります。

被保険者の方に納めていただく保険料は、公費や現役世代の支援金とともに大切な財源となり、後期高齢者医療に要する費用に充てることとなっています。

保険料の計算方法 (令和4年度・令和5年度)

保険料=均等割額+所得割額
※100円未満切捨て、上限額66万円

均等割額 56,044円 ○被保険者が等しく負担
所得割額 基礎控除(43万円)後の総所得金額等 × 所得割率 10.47% ○被保険者の所得に応じて負担

保険料の軽減 (令和5年度)

均等割額の軽減 世帯主と世帯の被保険者の所得額の合計に応じて、均等割額が軽減されます。

世帯の所得額の合計	均等割額の軽減割合
43万円+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下	7割
43万円+「29万円×世帯の被保険者数」+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下 (令和4年度:43万円+「28万5,000円×世帯の被保険者数」+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下)	5割
43万円+「53万5,000円×世帯の被保険者数」+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下 (令和4年度:43万円+「52万円×世帯の被保険者数」+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下)	2割

被用者保険の被扶養者であった場合の軽減 後期高齢者医療制度加入の前日まで、国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者であった方は、所得割額の負担がなく、後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年の間、均等割額が5割軽減されます。ただし、上記の7割軽減に該当する場合は、該当する軽減割合が適用されます。

被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する被保険者均等割軽減 (後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年の間)	均等割額の軽減割合
	5割

保険料の支払方法

- ★特別徴収(年金天引き)の方
4月、6月、8月の年金から天引きされる保険料は、前年の所得が確定していないため、仮に算定した額となります。前年の所得確定後、8月に保険料額の決定を行い、確定した年間保険料額から仮算定分を差し引いた額を10月、12月、2月の年金から天引きさせていただきます。
- ★普通徴収(納付書・口座振替)の方
8月に保険料額の決定通知書及び納付書(口座振替の方を除く)をお送りします。8月から3月までの各月末日が納期限(口座振替日)となります。

問 県後期高齢者医療広域連合事務局事業課(☎677・3666) 町健康推進課(☎637・3115)

あなたの腎臓は大丈夫？

CKD

Chronic 慢性 Kidney 腎臓 Disease 病

CKDは「成人の8人に1人」が発症する新たな国民病です

CKD【慢性腎臓病】

8

CKDは自覚症状が少ないまま、腎臓の動きが悪くなる病気です。一度壊れてしまった腎臓は元に戻りません。尿が作れなくなると、週に2~3回の人工透析が必要となります。

人生100年時代！腎臓病の悪化を防ぎ、心身共に健康で、あなたらしい生活を送れるよう、特定健診等を受診された方は結果を見直してみましょう。

(1+/2+/3+)は医療機関の受診を
蛋白尿は腎臓の涙！
泣いている原因を探しましょう。

尿検査	糖	(-)
	蛋白	(1+)
	潜血	(-)

HbA1c(g/dL)	中性脂肪	血液検査
(1.5)		
(1.2)	尿素窒素	12.1
所見なし	クレアチニン	1.1
所見なし	eGFR	56.9
所見なし	尿酸	

60未満は医療機関の受診を
年齢・性別・血清クレアチニン値より計算されるeGFR値は、腎臓の状態を示します。

透析導入者の原疾患第1位は糖尿病性腎症であり、糖尿病と腎臓病は深い関わりがあります。糖尿病重症化予防の一環として医療機関の先生方と関係機関が連携し、「板野郡糖尿病性腎症重症化予防懇話会」を行っています。取組については町ホームページでご紹介しています。右の二次元コードからご覧ください。



5月21日(日)は町内一斉清掃の日です

(小雨決行) ※雨天の場合5月28日(日)へ延期します

一斉清掃に参加しましょう。美しく快適で住み良い町づくりは地域の環境美化から!

受入時間 5月21日(日)午前8時から正午まで

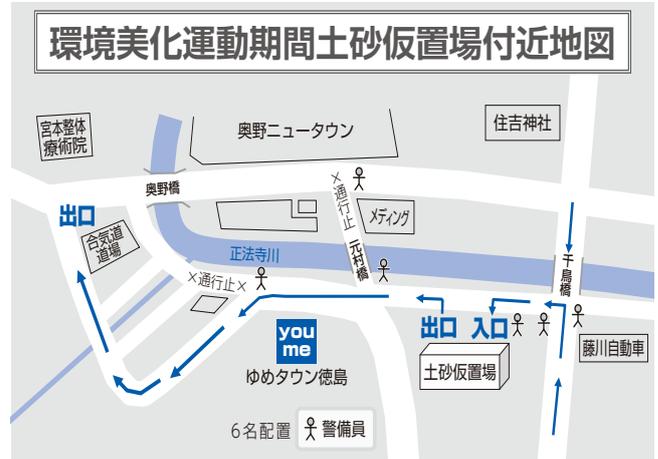
- ◆一斉清掃の日は、粗大ごみを取り扱いません。
- ◆排水路の土砂処理(運搬)は各自治会でお願いします。
- ◆混雑が予想されますので、進入は係員の指示に従ってください。土砂仮置場までの道路等を汚さないようにお願いします。
- ◆一般収集日に出せる空きビン・空き缶・燃やせないごみ等は、指定日に指定場所へ出してください。

補助金の交付

町内一斉清掃で、地域の清掃美化を行った自治会等に対して補助金を交付します。駐在員の方は、一斉清掃補助金申請書兼実績報告書の提出をお願いします。

※小規模な団地内での一斉清掃活動も提出をお願いします。

一斉清掃の土砂・草木類は、土砂仮置場(地図参照)で受け入れます。持込みは、付近の方に迷惑が掛からないよう、受入時間内をお願いします。また、道路幅が狭いので、2トンを超える車の乗り入れはご遠慮ください。



5月8日から6月7日は藍住町環境美化月間です。

環境美化運動は今年で51回目を迎えます。

私たちが住む町の道路や排水路、公園などをきれいにし、快適で住み良い町にしましょう。

問 生活環境課 (☎637・3116) 西グリーンステーション (☎692・7411)

問

生活環境課

(☎637・3116)

	種類	排出量	計
家庭系ごみ	燃やせるごみ	6,000t	8,977t
	燃やせないごみ	100t	
	資源	80t	
	びん類	200t	
	ペットボトル	50t	
	ごみ	792t	
	ごみ	1,000t	
事業系ごみ	乾電池・金属類	110t	2,000t
	粗大ごみ	645t	
し尿	事業系ごみ	2,000t	11,000kl
	し尿	500kl	
	浄化槽汚泥	10,500kl	

令和5年度 一般廃棄物処理実施計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「藍住町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の規定に基づき令和5年度一般廃棄物処理実施計画を定めました。

本町の一般廃棄物の処理は、この計画に基づいて行います。

町民の皆さんには、資源ごみ分別の徹底等、排出ごみの減量化に対するご協力をお願いします。

※詳細は、お問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください。

団地内の道路側溝清掃

団地内等の道路側溝清掃の申込みを受け付けています。側溝清掃をスムーズに行うためには、地域の皆様のご協力が不可欠です。実施の際には多くの方がお手伝いくださるようお願いいたします。

※お手伝いいただく内容は、5人程度を1組として、側溝の穴を覆うためのゴムシートの移動などです。

※側溝清掃の申込みは、自治会ごとに隔年での申込みとなります。

受付期限 5月31日(水)まで

実施期間 5月下旬から順次実施予定

申・問 建設産業課 (☎637・3122)

令和5年度「ノリ乗りタクシー券事業」のお知らせ

高齢者の外出を支援し、外出機会を増やすことで介護予防に繋げるとともに、普段からの移動に地域公共交通を活用するという意識の醸成を目的として、藍住町ノリ乗りタクシー券事業を実施します。

1 対象者(今年度実施分から対象要件を緩和しました)

- (1) 4月1日現在、75歳以上の方で要介護認定を受けていない方
- (2) 65歳以上の要介護認定を受けていない方で、運転免許証を返納又は失効した方

2 タクシー券の販売内容

- ・1万円分のタクシー券を1冊5千円で販売(1冊:500円券×20枚)します。
- ・1人につき3冊まで購入可能です。 ・販売開始は、4月下旬を予定しています。

3 タクシー券の使用方法

- ・町内で乗車又は降車したときに使用できます。 ・1回の乗車につき、運賃を超えない範囲で複数枚を使用できます。
- ・事前に登録された町内のタクシー事業者に限り使用できます。 ・使用期限は令和6年3月31日までです。

4 購入方法

タクシー券の購入を希望される方は「購入券」に必要事項を記入し、販売窓口で購入してください。
販売窓口等の詳細については、購入券に同封される資料をご確認ください。

5 購入券の交付方法

- ・対象者(1)に当てはまる方は、4月下旬に町から郵送します。
- ・対象者(2)に当てはまる方は、運転経歴証明書を持って政策推進室へ申請してください。なお、昨年度に申請された方は、申請不要です。

申・問 政策推進室 (☎637・3124)

マイナンバーカードに関する一部手続の停止

全国的なシステム更改作業により、次の期間中、本町でもマイナンバーカードに関する一部の手続ができません。対象の手続は停止期間以外での手続をお願いします。ご不便、ご迷惑をお掛けしますが、ご理解のほどよろしく申し上げます。対象手続に関する詳細は、町ホームページをご覧ください。

停止期間 4月29日(土)～5月7日(日) ※5月1日(月)、2日(火)は役場の開庁日ですが、対象の手続はできません。ご注意ください。

- 対象の手続**
- 1 マイナンバーカードの交付(次のいずれかに当てはまる方は、マイナンバーカードの交付手続ができません)
 - ・氏名や住所に代替文字(旧字体等)を含む方
 - ・マイナンバーカードを申請してから氏名や住所(住所表示変更を含む)の変更がある方
 - ・マイナンバーカードの申請時に電子証明書の発行を不要とし、マイナンバーカード交付の際に電子証明書の発行を希望する方
 - 2 マイナンバーカードの暗証番号再設定
 - 3 藍住町転入に伴うマイナンバーカードの継続利用
 - 4 転居や氏名変更に伴うマイナンバーカードの券面事項更新
 - 5 電子証明書の発行、失効及び更新
 - 6 マイナンバーカードの一時利用停止解除
 - 7 マイナンバーカード在留期間更新に伴う有効期間変更及び特例期間延長

〈マイナポイントの申込手続への影響〉

停止期間に関係なく、手続できます。
※暗証番号を忘れた場合やロックされた場合、停止期間中は解除・再設定の手続ができません。その場合は、解除・再設定の手続完了後にマイナポイントの申込手続を行ってください。

問 個人番号カードコールセンター(☎0570・783・578)
マイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120・95・0178)

マイナポイント 第2弾 の申込みは、令和5年9月末まで!

マイナポイントは、スマートフォン(マイナポイントアプリ対応)又はパソコンとICカードリーダー(マイナンバーカード対応)があれば手続できます!

マイナポイント第2弾の詳細は、右の二次元コードからご確認ください。
スマートフォン等がない方は、次の手続スポットでも申し込みできます。



総務省トップページ

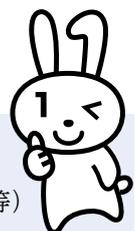
【町内の主な手続スポット】

- ・役場1階 住民課前 ※住民課前では、令和5年9月末までマイナポイントの手続スポットを設置しています。大変混雑し、ご案内まで時間がかかることがあります。ご理解をお願いします。
 - ・郵便局 ・携帯ショップ(ソフトバンク、ワイモバイル、ドコモ、au)
 - ・ヤマダデンキ ・コンビニエンスストア(ローソン、セブンイレブン)
- ※一部対応していない店舗もあります。 ※公金受取口座の登録ができない場合があります。

【マイナポイントの手続に必要な物】

- ・マイナンバーカード ・利用者証明用電子証明書パスワード(数字4桁)
 - ・本人名義のキャッシュレス決済サービス(PayPay、auPAY、d払い、WAON、ゆめか、エフカマネー等)
- ※18歳未満の未成年者は、法定代理人(父・母などの親権者)の決済サービスで申込みできます。
・本人名義の口座が確認できる物(通帳、キャッシュカード等)

申・問 住民課(☎637・3112)



藍住町教育基本方針

- 1 基本的人権と公共の精神を尊重し、人間性豊かで創造性に富む人間の育成を図る。
- 2 子どもたちの心身ともに健やかな成長を図るため、家庭、地域、学校、行政が連携し、協力し合える環境づくりを推進する。
- 3 郷土の歴史と文化に対する理解と愛情を深め、価値ある伝統の継承と新しい文化の創造を図り、これを基盤としたグローバルな視野を持った人間の育成を推進する。
- 4 高齢化社会の進展を見据え、地域の連帯感を重視した生涯学習社会の形成を図る。
- 5 体育・スポーツの振興と健康への意識の高揚を図り、心身ともに健康な生活を指向するための啓発や環境づくりを推進する。
- 6 交通安全や防災、防犯、情報管理など様々な安全への意識の高揚を図る。

2023年度 努力目標

1 創意に満ちた特色ある学校づくり

- (1) 教育課程の創意工夫と着実な実践の推進
- (2) 学校の良き伝統の継承
藍染め・阿波踊り・環境学習etc
- (3) 幼・小、小・中・中の間の交流と連携による、滑らかな接続
- (4) 就学前教育に資する保幼連携の強化

2 信頼される開かれた学校経営

- (1) 校長、園長による教育方針についての家庭や地域への積極的な発信
- (2) 学校運営協議会及び地域学校協働活動の効果的な運営による地域の教育力の活用
- (3) 町・地域と連携した防災教育の推進
- (4) 関係機関との連携強化による教育困難家庭の支援

3 確かな学力と豊かな心、そして健やかな心身を育む教育の推進

- (1) 教員の働き方の見直しと、研修時間や子どもと向き合う時間の確保
- (2) 子どもの読書活動の活性化と読解力向上の取組の推進
- (3) アクティブラーニングの発想を含む授業改善のための研修の推進
- (4) ネット、スマホ問題対策を含むより良い生活習慣づくりのための家庭支援

慣づくりのための家庭支援

- (5) いじめ、不登校問題対策に資する“ポジティブな行動支援”の幼・小・中を通じた取組
- (6) 専門性の向上による特別支援教育の推進
- (7) グローバル人材育成を目指す英語教育の推進
- (8) 家庭・地域・関連機関と連携した食育の充実
- (9) 幼児・児童・生徒を持つ家庭教育支援を図るための相談体制の充実
- (10) 学力向上に資するタブレットの活用推進とその環境整備

4 スポーツ、文化活動の発展と充実

- (1) 町の様々な人権課題への粘り強い取組の継続
- (2) 総合文化ホール等の町施設の活用を含む生涯学習の促進
- (3) 子ども、高齢者を含むスポーツの推進及び健康意識高揚の取組の推進

5 伝統文化の継承と文化活動の発展及びその啓発

- (1) 町民への藍文化の啓発及び歴史文化遺産の研究と広報活動の推進
- (2) 史跡整備や各種文化活動の支援と生涯学習の機会の提供
- (3) 藍住町文化財保存活用地域計画の作成と運用

迷惑電話防止機能付き電話機等の購入費の一部を補助します！

悪質な電話勧誘販売や振り込め詐欺等の特殊詐欺による消費者被害を未然に防ぐため『迷惑電話防止機能がある固定電話機』又は『迷惑電話防止用の外付け機器』の購入費用の一部を補助します。

補助対象者条件

- 次の全てに該当する方
- ①本町に居住し、住民登録がある65歳以上の方
 - ②補助対象機器を購入した方
 - ③町税等を滞納していない方

補助対象機器

公益財団法人全国防犯協会連合会が推奨する優良迷惑電話防止機器（優良防犯電話）で次のいずれかに該当する機器

- ①自動応答録音機能付きの固定電話
- ②固定電話に外付け可能な自動応答録音機能がある機器

※中古品やファクシミリのみ・携帯電話・スマートフォン、通信販売での購入は補助対象外です。

※購入後3か月を経過していないものが対象となります。

申請受付期限

令和6年1月31日(水)まで
※申請順に受付、予算額に達し次第終了となります。

補助金額

購入金額の1/2 (100円未満切捨て) ※上限額1万円
※補助金の交付は1世帯1台限りです。

「私は差別なんかしていない」と思っていませんか?!

～ 部落問題を通して考える日常の中の差別 ～

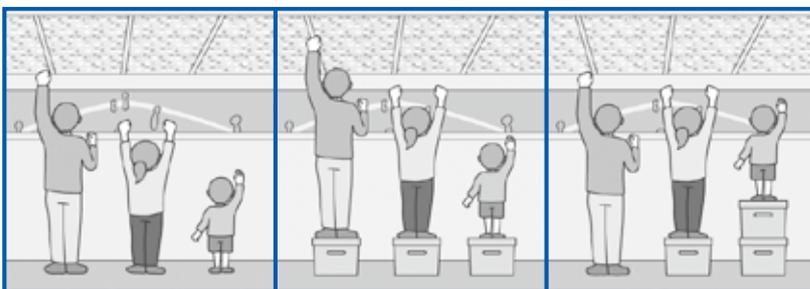
● 藍住町スローガン ●
守れ人権 許すな差別

BURAKU HERITAGEメンバーの上川多実さんの講演会に参加しました。上川さんの両親は関西の被差別部落の出身ですが、上川さんは東京都の被差別部落でない地域で生まれ育ちました。ご自身が被差別部落にルーツがあるということは、子どもの頃から両親に聞いて知っていました。直接差別を受けることはありませんでしたが、上川さんの周りには部落差別が存在し、自分もいつか就職するときや結婚するときに差別を受けるかもしれないという不安が付きまとったそうです。そんな中で、一番つらかったのは、周囲の「無関心」や「無知」で、自分のこの不安な気持ちを相談したくても部落差別について知らなかったり、「そんな昔の話、今はもうないでしょう」と言われたり、自分の気持ちを分かってもらえないことでした。自分の不安が、周りの人にはないことになっているつらさから、自分の存在が否定されているような感覚があったそうです。

平等と公平

上川さんは、全てに平等ということと公平ということとは違うということ、次のような例えを使って説明されました。

一定の高さの塀があり、3人の背の高さが違う人がいます。塀の向こうを観たいときに、皆に平等に同じ大きさの台を1箱ずつ与えても、結局は背の一番小さい人は届きません。背の一番高い人には箱は無し、中間の人には1箱、背の一番低い人には2箱を与えて、皆が公平に塀の向こうを観ることができるようにする、これが公平で、必要な支援なのです。差別する人は、与えた箱の数だけを見て平等でないと考え、ねたみをいうことにつながるということです。



無関心・無知・無理解という差別

「知らない人が多いならそのまま放っておけば差別はなくなる」という寝た子を起すな論を言う人がいますが、知らないからこそしてしまう差別があります。また、今差別を受けている人に「我慢しろ」と言っているのと同じことだとも言っています。この寝た子を起すな論や部落差別はもうないとする言動は、部落の人たちが抱えてきた社会的背景を無視した批判であり、普段の何気ない会話や行動、学校や職場など日常生活の中に現れる偏見や差別に基づく「見下しや侮辱」のマイクロアグレッションにあたるとされます。

社会の仕組みの中で、多数者への配慮は当然のこととされ、配慮とは言われません(マジョリティ特権)。対照的に、少数派への配慮は特別なこととして可視化されます。意識しなければならぬマイノリティ(少数派)と、意識しなくてもよいマジョリティ(多数派)、意識していないと、自分も差別をする側にいることがあります。まずは、差別について知ることからはじめましょう。

町人権教育推進協議会運営部会 檜原 洋子

他人と違うのは
当たり前



人権標語

藍住東中学校生徒作品

考えよう その行動は 正しいか
常に人の気持ちを考えよう
お互いに 気持ちを考え いじめゼロ
人と人 協力し合う 思いやり
笑顔の輪 みんなで紡ぐ 大きな輪
声かけ 一人で悩む友だちに

3年 山村 奏太
3年 大内 紗和
3年 天羽 眞華
2年 片山 陽葵
2年 清水 裕斗
2年 森 健太郎

